

議会運営委員会

日 時 令和6年2月14日（水）午前10時～
場 所 全員協議会室

1 令和5年第2回亀岡市議会定例会令和6年3月議会について

- (1) 議案送付 2月14日（水）
- (2) 再 開 2月21日（水）

2 議案の概要説明について

- (1) 概 要 （別添）

3 令和6年3月議会日程案について【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 2月21日（水）正午
※20日（火）午後5時までにデータを事務局に提出願います。
※施政方針演説等の原稿 19日（月）午後 配付予定（各会派控室へ）
- (2) 請願書等提出期限 2月21日（水）午後5時
- (3) 質疑通告期限（当初提案議案分）3月4日（月）本会議終了時
- (4) 討論通告期限
（3月12日採決分：補正予算等）3月11日（月）常任委員会終了時
（最終日採決分） 3月26日（火）午後4時
- (5) 意見書等提出期限 3月25日（月）午前10時

4 再開日（2月21日）の議事等について

- (1) 議事日程

諸報告

第1 会議録署名議員指名《山木議員、福井議員》

第2 第1号議案から第76号議案（提案理由説明） ※施政方針演説

○午前9時55分から市民憲章唱和《唱和代表：小林議員》

【裏面に続く】

(2) 諸報告

- 地方自治法第180条関係（1件）
- 理事者出席要求

5 請願について

- 受理なし

6 陳情・要望について

- (1) 現行の健康保険証の存続を国に求める陳情書【別紙No.2】
- (2) 子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める意見書の提出を求める陳情書【別紙No.3】

7 一般質問について

(1) 質問時間・日程

- 代表質問 … 答弁時間含まず1会派40分・一括質問方式
今回：6会派（6人） 3月1日（金）、4日（月）
- 個人質問 … 答弁時間含み1人45分
今回：（議長・代表質問者除く）最大17人

3月4日（月）、5日（火）、6日（水）

(2) 質問順序（議会期間ごとの会派の輪番制）先例・申合せ117

- ①公明党議員団 ②かめおか党 ③新清流会 ④経政会 ⑤亀岡有志の会
- ⑥共産党議員団

(3) 通告書 メールまたはUSBで事務局に提出【別紙No.4】

※質問事項（タイトル）16文字以内

(4) 会派内順序 2月15日（木）午後5時まで に事務局へ連絡

(5) 説明資料 2月26日（月）午後5時まで に事務局へ提出（データ含む）

※必ず上記期限までにデータ元の使用許可を得た上で提出すること。

※議長の許可は、事務局で取りまとめて27日（火）に一括で対応。

8 予算審査について

(1) 審査体制

○予算特別委員会

- ・分科会方式 議長を除く全議員で全体会を構成し、各常任委員会を分科会として審査する。
- ・委員数 23人（議長以外）
- ・設置予定日 3月6日（水）一般質問終了後
- ・正副委員長の選出 3月6日（水）本会議終了後 ※互選による

(2) 審査日程案【別紙No.5】

※審査資料「施策の概要」 本日（午後）配付予定（各会派控室へ）

9 議員提案議案について

(1) 亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について【別紙No.6】

- 発議者（前回の例：議会運営委員長）
- 提案日及び採決日 令和6年3月27日（水）3月議会最終日
- 提案理由説明、質疑、付託（前回の例：省略）

10 議会運営委員会の行政視察について

- 調査事項（視察先）候補
- 視察時期 4月15日の週もしくは4月22日の週で視察先と調整

11 その他

(1) 本日（2月14日）の会議予定

引き続き 幹事会、広報部会・広聴部会、広報広聴会議、会派会議

(2) 議会運営委員会等の日程（3月議会）

- 2月29日（木）14：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
- 3月 4日（月）本会議終了後 議会運営委員会・幹事会
- 12日（火）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
上記終了後 議会運営委員会・幹事会
- 26日（火）11：00～ 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
13：30～ 幹事会・議会運営委員会
- 27日（水）3常任委員会終了後 議運事前調整（正副議長、正副委員長）
上記終了後 議会運営委員会

令和5年第2回亀岡市議会定例会 令和6年3月議会日程表（案）

Ver. 060214

【議会期間36日間】

| 日 | 曜日 | 会 議 等 | 会 議 内 容 等 |
|------|----|--|-----------------------------|
| 2/13 | 火 | 10:00～ 市長・議長議案調整 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 産業建設常任委員会（月例） | 議案概要 |
| 14 | 水 | （当初議案送付） 10:00～ 議会運営委員会（市長出席） 終了後 幹事会 終了後 広報部会・広聴部会、広報広聴会議 終了後 会派会議 | 議案概要、2/21の議事日程等 |
| 15 | 木 | 13:30～ 議員団研修会 | ファシリテーション研修 |
| 16 | 金 | 9:00～ 桂川・支川対策特別委員会（現地調査：京都市内） | |
| 17 | 土 | | |
| 18 | 日 | | |
| 19 | 月 | | |
| 20 | 火 | <17:00：一般質問通告書データ提出> | |
| 21 | 水 | 10:00～ 【定例会再開】 <12:00：一般質問通告期限 / 17:00：請願書等提出期限> | 諸報告、会議録署名議員指名、施政方針・提案理由説明 |
| 22 | 木 | | |
| 23 | 金 | （天皇誕生日） | |
| 24 | 土 | | |
| 25 | 日 | | |
| 26 | 月 | <17:00：一般質問説明資料・データ提出）> | |
| 27 | 火 | | |
| 28 | 水 | 10:00～ 政策研究会 | |
| 29 | 木 | 13:00～ 市長・議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整 | 追加議案概要 |
| 3/1 | 金 | 10:00～ 【一般質問（代表）】 | |
| 2 | 土 | | |
| 3 | 日 | | |
| 4 | 月 | 10:00～ 【一般質問（代表 / 個人）】（追加議案送付） 終了後 議会運営委員会（市長出席）・幹事会、会派会議 <本会議終了時：質疑通告期限> | 追加議案概要、3/6・3/12の議事日程等 |
| 5 | 火 | 10:00～ 【一般質問（個人）】 | |
| 6 | 水 | 10:00～ 【一般質問（個人）、追加議案、予特設置】 終了後 予算特別委員会 | 提案理由説明、質疑、付託等 予特正副委員長の互選 |
| 7 | 木 | 10:00～ 総務文教常任委員会 | 付託議案審査（補正予算等） |
| 8 | 金 | 10:00～ 環境市民厚生常任委員会 | 付託議案審査（補正予算等） |
| 9 | 土 | | |
| 10 | 日 | | |
| 11 | 月 | 10:00～ 産業建設常任委員会 <産業建設常任委員会終了時：討論通告期限> 終了後 公共交通対策特別委員会 | 付託議案審査（補正予算等） |

令和5年第2回亀岡市議会定例会 令和6年3月議会日程表（案）

Ver. 060214

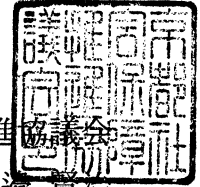
【議会期間36日間】

| 日 | 曜日 | 会 議 等 | 会 議 内 容 等 |
|----|----|--|---|
| 12 | 火 | 10:00～ 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 終了後 【補正予算等採決】 13:00～ 総務文教常任委員会 終了後 予算特別委員会事前調整 | 委員長報告確認 討論順序、採決順序等 予特正副委員長名報告、委員長報告～採決 付託議案審査（条例等） |
| 13 | 水 | 13:00～ 環境市民厚生常任委員会 終了後 産業建設常任委員会 | ※中学校卒業式 付託議案審査（条例等） 付託議案審査（条例等） |
| 14 | 木 | 10:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 10:20～ 予算特別委員会分科会 | 市長あいさつ 分科会審査 |
| 15 | 金 | 10:00～ 予算特別委員会分科会 | 分科会審査 |
| 16 | 土 | | |
| 17 | 日 | | |
| 18 | 月 | 10:00～ 予算特別委員会分科会 | 分科会審査（※現地視察） |
| 19 | 火 | 10:00～ 予算特別委員会分科会 10:30～ 予算特別委員会全体会 | 分科会審査（市長質疑項目の確認） 市長質疑項目の報告・決定 15:00 執行部へ送付 （※現地視察(午後)） |
| 20 | 水 | （春分の日） | |
| 21 | 木 | 13:00～ 予算特別委員会全体会（市長出席） 終了後 予算特別委員会分科会 | ※小学校卒業式 市長質疑項目の答弁 分科会採決 |
| 22 | 金 | 11:00～ 予算特別委員会分科会 午後予定 予算特別委員会全体会 終了後 会派会議 終了後 予算特別委員会全体会 | 分科会委員長報告の確認 分科会委員長報告・質疑等 討論～採決 |
| 23 | 土 | | |
| 24 | 日 | | |
| 25 | 月 | （委員会予備日） <10:00：意見書等提出期限> | |
| 26 | 火 | 10:00～ 市長・議長議案調整（人事議案） 11:00～ 議運事前調整 13:30～ 幹事会（市長出席）・議会運営委員会 終了後 会派会議 <16:00：討論通告期限> | 人事議案 3/27の議事日程、人事議案、意見書案等 |
| 27 | 水 | 10:00～ 予算特別委員会全体会 終了後 3 常任委員会 終了後 議運事前調整、議会運営委員会、会派会議 午後予定 【定例会休会】 終了後 議長記者会見、広報部会・広聴部会 | 委員長報告確認 委員長報告確認 討論順序、採決順序等 委員長報告～採決、人事議案等 |
| 28 | 木 | ※令和5年第2回亀岡市議会定例会 会期末 | |

2024年1月10日

亀岡市議会
議長 菱田 光紀 様

京都社会保障推進協議会
議長 渡邊 貴浩



京都市中京区壬生仙念町 30-2 ラポール京都 6F

TEL : 075-801-2526

現行の健康保険証の存続を国に求める陳情書

陳情趣旨

政府は2023年6月、現行の健康保険証を2024年秋に廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決成立させました。しかし、誤登録や情報漏洩、「資格無効」と表示されるなど、マイナンバーカードでの受診によるトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

また、健康保険証が廃止されれば、マイナンバーカードを持たない人は公的保険診療から遠ざけられる結果となりかねず、国民皆保険制度の下で守られている国民のいのちと健康が脅かされています。国民も、患者も、医療機関も望んでいないマイナンバーカードとの一体化はただちにやめて、現行の健康保険証を残すことが必要です。

陳情事項

国に対し、現行の健康保険証の存続を求める国への意見書を提出すること。

以上

健康保険証の存続を求める意見書（案）

政府は、2023年6月に、2024年の秋に健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する改正マイナンバー法が成立させました。しかしその後もマイナンバーカードをめぐるトラブルが次々明らかになっています。無保険者扱いで10割負担を患者に請求した例、「マイナ保険証」に他人の情報がひもづけられていた例、他人の医療情報を閲覧した例、本人が希望しないのにマイナンバーカードに健康保険証が一体化された例など様々なトラブルが明らかになっています。また、高齢者施設や障害者施設でもマイナンバーカードと保険証の一本化は、利用者・家族、施設にさまざまな負担を強いています。これらは、プライバシーやいのちと健康に関わる重大な問題です。

政府は、マイナ保険証を取得しない、できない人に対して有効期限を最長5年とする「資格確認書」を一斉交付するとしましたが、マイナ保険証は5年ごとの更新、「資格確認書」は有効期限ごとに更新が必要となり、保険者や家族などの負担が増えるだけです。

保険証一枚で医療が受けられる国民皆保険制度を堅持するために、現行の健康保険証の存続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2024年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

議会議長

子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士の増員を求める 意見書の提出を求める陳情書

陳情の趣旨

1. 国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員を求める意見書」を提出してください。

理由

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、1) 1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、2) 4・5歳児の基準を子ども30人に対し保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました*1。しかし、その内容については、以下の理由から問題があります。

①改善をいつ実施するか明示していない問題

方針に配置基準改善の内容は明記されたものの、その実施時期は明示されませんでした。現場の厳しい状況を踏まえれば、改善は迅速に行われるべきです。

②基準の改善ではなく、実施施設が限定される加算対応という問題

国の「児童福祉施設の設定及び運営の基準」を改定するのではなく、公定価格上の加算での対応となることが、2023年4月11日付けの小倉将信こども政策担当大臣による記者会見でも明言されています*2。加算対応では、すべての施設が対象になりません。すべての子どもに等しい条件で保育を保障するためにも、基準の改定が求められます。

③さらなる改善が求められる問題

今回示された改善項目は、かつて2010年代の「社会保障と税の一体改革」の際に、先送りされたものにすぎません。世界に目を向ければ、4・5歳児の配置基準にいてみれば、フランスのパリ市で15対1、スウェーデンのストックホルム市は18対3（実質6対1）*3などであり、日本の基準は非常に遅れた状況にあります。今回の改善提案にとどめず、さらなる基準引き上げが課題です。

④保育士確保のためにも、その労働条件の改善が求められる問題

基準を改善しても保育士が確保できないとの指摘があります。基準改善を実効あるものにし、各施設で増員が図れるようにするために、全産業の平均賃金を下回っている保育士の賃金*4を引き上げることをはじめとした労働条件の改善が必要です。方針では、職員のさらなる処遇改善を「検討する」との表現にとどまっており、この面での施策の具体化が課題です。

「こども未来戦略方針」で、保育関係者が求め続けてきた項目が盛り込まれたことは大きな前進といえますが、確実に実施させるためには、国へのさらなる働きかけが必要です。

つきましては貴議会より、国に対して「子どものために保育士配置基準の引き上げと、労働条件改善による保育士増員を求める意見書」を提出していただけるよう陳情いたします。

2024年1月10日

亀岡市議会議長 菱田 光紀 様

〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2
ラポール京都5階
京都保育団体連絡会
藤井 伸生

参考資料*1

「こども未来戦略方針」(令和5年6月13日閣議決定)抜粋

「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。

参考資料*2

小倉大臣記者会見録(令和5年4月11日)抜粋 こども家庭庁Webサイト

「1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとしたところであり、…今回の…対応についても、基本的には公定価格の加算措置により実施することになると考えております。」

参考資料*3

「機能面に着目した保育所の環境・空間に関わる研究事業総合報告書」(平成21年3月)社会福祉法人 全国社会福祉協議会 23頁

参考資料*4

令和4年賃金構造基本統計調査 全職種の平均月給(所定内給与額)31万1,800円 保育士の平均月給は26万800円

意見書ひな型

子どものために保育士配置基準の引き上げと、 労働条件改善による保育士の増員を求める意見書

保育所は、子育て家庭をささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るための不可欠な社会資源になっています。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、国際的にも低い水準のまま放置され、職員の負担が増大しています。保育所での事故増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっています。

政府は、国が直面する最大の危機である少子化を反転させるとして「こども未来戦略方針」を2023年6月13日に閣議決定しました。その中で、「75年ぶりの配置基準改善」として、1)1歳児の子ども6人に対し保育士1人の基準を5対1にする、2)4・5歳児の子ども30人に保育士1人の基準を25対1に改善することが盛り込まれました。

この内容を踏まえ、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望します。

1. 「こども未来戦略方針」に示した配置基準の改善を速やかに実施すること。
2. 配置基準の改善は、対象が限定される公定価格での加算対応でなく、基準の改定で実施すること。
3. 国際的な水準を踏まえ、さらなる配置基準の引き上げに着手すること。
4. 保育士不足の状況を鑑み、各職場で増員が図れるようにするために保育士等の賃金を引き上げることをはじめとした労働条件の改善のために必要な措置をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2023年 月 日
〇〇〇〇議会

内閣総理大臣／内閣府特命担当大臣(こども政策)／こども家庭庁長官
文部科学大臣／財務大臣 宛(各通)
衆議院議長／参議院議長

予算特別委員会 審査日程（案）

ver060214

| 日時 | 予定時刻 | 全体会／分科会等 | | |
|--------------------------|----------------|---|----------------------------------|------------------------------------|
| 【1】 3月14日 (木) | 10:00 | 全体会 1. 市長あいさつ（※市長等出席） | | |
| | 10:20 | 分科会 | | |
| | | ○総務文教 | ○環境市民厚生 | ○産業建設 |
| | | ①議会事務局 ②会計管理室 （曾山等、特別会計含む） | ①環境先進都市推進部 | ①産業観光部・農業委員会 |
| | 13:00 | ③市長公室 | ②こども未来部 | ②産業観光部・農業委員会 （つづき） |
| ④政策企画部 | | ③健康福祉部 | | |
| 【2】 3月15日 (金) | 10:00 | ⑤生涯学習部 | ④特別会計（各部） | ③上下水道部 |
| | 13:00 | ⑥総務部・監査委員事務局 | ⑤市民生活部 | ④まちづくり推進部 |
| ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定 | | | ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定 | |
| 【3】 3月18日 (月) | 10:00 | ⑦教育委員会 （教育費：幼稚園費まで） | （現地視察） ※産業建設分科会と 重ならないよう調整 | （現地視察） ※環境市民厚生分科会と 重ならないよう調整 |
| | 13:00 | ⑧教育委員会 （教育費：社会教育費から） ・市長質疑項目の整理 ・現地視察の検討決定 | | |
| 【4】 3月19日 (火) | 10:00 | ・市長質疑項目の確認 | ・市長質疑項目の確認 | ・市長質疑項目の確認 |
| | 10:30 | 全体会 1. 市長質疑項目の報告・決定 | | |
| | 13:00 | （現地視察） | | |
| | 15:00 | ※市長質疑項目の送付（議会事務局 → 総務課へ） | | |
| 【5】 3月21日 (木) | 13:00 | 全体会 1. 市長質疑（※市長等出席） | | |
| | 終了後 (16:00) | 分科会 | | |
| | | ○総務文教 | ○環境市民厚生 | ○産業建設 |
| | 1. 委員間討議、討論、採決 | 1. 委員間討議、討論、採決 | 1. 委員間討議、討論、採決 | |
| 【6】 3月22日 (金) | 11:00 | 分科会 | | |
| | | ○総務文教 | ○環境市民厚生 | ○産業建設 |
| | | 1. 委員長報告の確認 | 1. 委員長報告の確認 | 1. 委員長報告の確認 |
| | 午後 | 全体会 1. 各分科会委員長報告、質疑 2. 委員間討議 （会派会議） 3. 討論～採決等 | | |

※3月6日（水）の本会議で特別委員会を設置後、全体会を開催し正副委員長を選出。

※3月27日（水）の3月議会最終日、全体会を開催し委員長報告を確認。

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、亀岡市議会議員（以下「議員」という。）が亀岡市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における亀岡市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

（報告等の保存及び閲覧等）

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければ

ばならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の閲覧又は写しの交付を請求することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和6年亀岡市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 条例第2条第1項の規定による報告は、請負状況等報告書（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第2条第2項の規定による訂正は、訂正届（第2号様式）により行わなければならない。

（報告の一覧の訂正）

第3条 議長は、条例第3条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告等の閲覧）

第4条 条例第4条第2項の規定による閲覧（以下この条及び第6条において「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。

2 閲覧に係る報告及び訂正は、第1項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

3 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 議長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（報告等の写しの交付等）

第5条 条例第4条第2項の規定による写しの交付の請求は、複写申込書（第3号様式）により行わなければならない。

（期限等の特例）

第6条 条例第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、亀岡市の休日を定める条例（平成3年亀岡市条例第17号）第1条第1項に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 第4条第1項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

（施行期日）

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

第1号様式（第2条第1項関係）

年 月 日

（宛先）

亀岡市議会議長

亀岡市議会議員

請負状況等報告書

| 契約締結日 | 対象とする役務、 物件等 | 契約金額（円） （単価契約である 場合はその旨） | 昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円） |
|-------|-----------------|--------------------------------|------------------------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | |
|----------|--|---|
| 支払を受けた総額 | | 円 |
|----------|--|---|

（注）契約金額及び支払を受けた額は、消費税及び地方消費税を含む額を記入すること。

第2号様式（第2条第2項関係）

年 月 日

（宛先）

亀岡市議会議長

亀岡市議会議員

訂正届

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

亀岡市議会議長

氏名 _____

住所又は居所

〒

電話 _____ () _____

複写申込書

亀岡市議会議員の請負の状況の公表に関する条例第4条第2項の規定により、次のとおり写しの交付を請求します。

| 写しの交付を求める報告又は訂正 | 写しの交付を求める範囲 |
|-----------------|-------------|
| | |
| | |
| | |